

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

事務局
学 校
幼 稚 園
教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成26年6月9日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

別記第1（一般職に属する職員）の項第1号中「のみ。」を「のみ」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 兼職又は兼務を命ずる場合

（職名又は補職名）に兼職を命ずる。

京都市立〇〇学校（幼稚園）
（全日制）
（定時制）
（〇〇分校）

兼務を命ずる。

（ただし、兼職（又は兼務）期間は〇年〇月〇日までとする。（期間を定めた兼職又は兼務の場合のみ））

別記第1（一般職に属する職員）の項第6号中「補職名」を「職名又は補職名」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）